

全国健康保険協会千葉支部
第25回 健康づくり推進協議会

令和6年度 千葉支部行動計画について

令和6年11月14日

目次

| | | |
|-----------------------------|-------|--------|
| ・戦略的保健者機能について（運営方針） | | P 2 |
| ・健康づくり | | P 3 |
| i) 保健事業の一層の推進 | | P 4 |
| ii) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上 | | P 5～7 |
| iii) 特定保健指導実施率及び質の向上 | | P 8～10 |
| iv) 重症化予防対策の推進 | | P11～12 |
| v) コラボヘルスの推進 | | P13～15 |

戦略的保険者機能について

運営方針

加入者の健康度の向上、医療の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を推進するためには、戦略的保険者機能を一層発揮することが必要である。

このため、医療費・健診データ等を活用した分析から優先課題を把握し、その課題を解決するための事業企画及び事業実施、効果検証を行いつつ、事業実施に当たっては、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した事業展開が重要である。

具体的には、事業主や関係団体等と連携した特定健診・特定保健指導、コラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、データ分析に基づく地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチを実施し、加入者・事業主のヘルスリテラシーの充実を図る。

| 項 目 | |
|-------|----------------------------|
| 健康づくり | |
| | i)保健事業の一層の推進 |
| | ii)特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 |
| | iii)特定保健指導の実施率及び質の向上 |
| | iv)重症化予防対策の推進 |
| | v)コラボヘルスの推進 |

健康づくり

事業計画

i) 保健事業の一層の推進

ii) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ◇ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:423,381人)
 - ・生活習慣病予防健診実施率55.8%(実施見込者数:236,300人)
 - ・事業者健診データ取得率 3.7%(取得見込者数:15,700人)
- ◇ 被扶養者(実施対象者数:105,402人)
 - ・特定健康診査実施率28.3%(実施見込者数:29,850人)

【健診実施率合計】 被保険者+被扶養者(実施対象者数:528,783人)
実施率53.3%(実施見込者数:281,850人)

iii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ◇ 被保険者(特定保健指導対象者数:50,148人)
 - ・特定保健指導実施率19.4%(実施見込者数:9,730人)
- ◇ 被扶養者(受診対象者数:2,568人)
 - ・特定保健指導実施率5.5%(実施見込者数:142人)

【特定保健指導実施率合計】 被保険者+被扶養者(実施対象者数:52,716人)
実施率18.7%(実施見込者数:9,872人)

iv) 重症化予防対策の推進

- ◇ 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合 31.6%以上

v) コラボヘルスの推進

- ◇ 健康宣言事業所数 1,690事業所以上

i) 保健事業の一層の推進

事業計画

①第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づく取組

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を保健事業の柱とし、第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。

②保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。
- ・支部保健師を中心に、契約保健師及び管理栄養士の更なる資質の向上を図る。
- ・保健師等の専門職以外の保健事業に携わる一般職員についても、保健事業に関する知識習得を目的とした本部主催の研修会等に参加し、資質の向上を図る。

| 項目 | 取組月 | | | | | | | | | | | |
|--|-----|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ① 保健事業戦略会議を開催し、支部長を筆頭に千葉支部が抱える保健事業の課題の抽出や今後の方向性について協議・共有を行い、KPIの達成に向けた取り組みを推進する。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ② データヘルス計画推進会議を開催し、進捗状況の確認や課題の共有を図り、第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)を着実に実施する。 | ● | | | ● | | | ● | | | ● | | |
| ③ 加入者・事業主に対し、健診受診後、健診結果に応じた行動をとることの重要性の周知及び健康を保持するための行動サイクルの定着化を図るため、WEB広告・新聞広告・関係団体等広報誌への広告掲載を実施する。 | | | | | | | ● | | | ● | ● | ● |
| ④ 「咀嚼能力が低い」「喫煙率が高い」といった千葉支部の健康課題を加入者へ意識付けするため、広報紙やホームページ、メールマガジン、新聞折込チラシ等にて広報を実施する。 | | | | ● | ● | ● | ● | | | | | |
| ⑤ 保健指導実施計画書に基づく研修を通して、協会所属保健師・管理栄養士の育成と指導ノウハウの共有を図り、保健師等の質の向上に繋げる。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ⑥ 専門職以外の一般職においても第4期特定健診・特定保健指導や保健事業全般に関する理解を深めるため、各種研修会などの機会を活用して知識を習得することにより、資質の向上を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

ii) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

事業計画

- ◇ 被保険者(40歳以上)(実施対象者数:423,381人)
- ◇ 被扶養者(実施対象者数:105,402人)

- 生活習慣病予防健診の受診勧奨については、健診・保健指導カルテ等を活用し、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、「顔の見える地域ネットワーク」を活用しながら効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
- 新規適用事業所をはじめ、初めて健診対象年齢(被保険者35歳、被扶養者40歳)を迎える者などを対象に、効果的な時期を考慮した受診勧奨を実施する。
- 被扶養者に対する特定健診について、協会けんぽが主催するオプションル集団健診において検査項目を充実させ、受診率の向上を図る。また、市区町村との連携を推進し、がん検診と同時実施等の拡大を図る。
- 事業者健診データの取得について、健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体及び外部委託機関等と連携して取得率向上を図る。

| R6年度KPI(重要業績評価指標) | 参考 | |
|--------------------------------------|---------|--------|
| | R5年度KPI | R5年度実績 |
| ① 生活習慣病予防健診実施率を <u>55.8%以上</u> とする ※ | 64.2%以上 | 64.2% |
| ② 事業者健診データ取得率を <u>3.7%以上</u> とする | 8.2%以上 | 2.3% |
| ③ 被扶養者の特定健診実施率を <u>28.3%以上</u> とする | 36.4%以上 | 25.5% |

※令和6年度より支部KPIの設定方法が変更
(生活習慣病予防健診)

$$\frac{\text{自支部が契約する健診機関で生活習慣病予防健診を受診した者の数}}{\text{自支部被保険者のうち特定健診対象者数(年度末時点)}} \%$$



$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数}}{\text{自支部被保険者のうち特定健診対象者数(年度末時点)}} \%$$

左記の基準で令和5年度の受診率を算定した場合、**50.5%**となります。

ii) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

行動計画

◇被保険者

| 項 目 | | 取 組 月 | | | | | | | | | | | |
|-----|--|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ① | 生活習慣病予防健診実施機関の公募、及び支部において候補先機関の抽出を行い、ヒアリングや実地調査を通じて基準を満たす健診機関を選定し、受診機会の確保並びに受診者数の増加、健診機関の充実を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ② | 健康リスク保有率の高い「道路貨物運送業」及び「その他運輸業」について、職員による関係団体への訪問等を通して受診勧奨や協力依頼を行い、制度の周知や健診に対する意識の醸成を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ③ | 検診車を保有する生活習慣病予防健診実施機関に対し、実施会場や日数の拡充について働きかけを行い、健診機関の空白地域などに在住する受診者等の受診機会の確保を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ④ | 令和6年度に新規適用となった事業所や、令和5年度に生活習慣病予防健診を受診していない事業所等に対し、電話による生活習慣病予防健診受診勧奨を外部委託を活用して実施する。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| ⑤ | 令和7年度に生活習慣病予防健診の対象年齢(35歳)を迎える被保険者に対し、健診に関する受診勧奨を実施することで、健診受診に対する意識付けを図る。 | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| ⑥ | 事業者健診結果データ取得業務について、提供依頼書の提出勧奨等の業務を外部委託を活用して実施する。 また、事業者健診データ作成契約未締結の健診機関について、受診者の多い健診機関を抽出し個別訪問を行うなど、契約締結に向けた働きかけを行い、契約機関数の拡充を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

ii) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

行動計画

◇被扶養者

| 項 目 | | 取 組 月 | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| ① | 集団健診協会が主催する集団検診の実施地区に在住する被扶養者に対して受診勧奨(DMの送付)を行い周知を図ることにより、受診率の向上を図る。 | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ② | 通常の特定健診に検査項目を追加できる「オプション集団健診」を協会主催で開催し、検査項目の充実や会場の利便性など訴求力のある健診を実施することで、受診率の向上を図る。 | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ③ | 市町村が実施するがん検診と特定健診の同時実施の実現に向け、自治体に対し協定締結に向けた働きかけを進める。 同時実施が可能な市町に居住する健診対象者に対しては、集団健診の実施案内を送付し、受診率の向上を図る。 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| ④ | GIS(地理情報)を活用した受診勧奨を外部委託により実施し、自宅付近の健診実施機関を案内することにより受診率の向上を図る。 | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| ⑤ | 令和7年度に特定健診の対象年齢(40歳)を迎える被扶養者に対し、健診に関する受診勧奨を実施することで、健診受診に対する意識付けを図る。 | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● |

◇共通項目

| 項 目 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|--|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| ① | 県や市が主催する健康づくりに関する各種イベント等に参画し、加入者の方に健康づくりに関する情報を直接伝えることにより、健康づくり意識の醸成や健診受診率等の向上を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

iii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

事業計画

◇ 被保険者(特定保健指導対象者数:50,148人)

◇ 被扶養者(特定保健指導対象者数:2,568人)

1) 特定保健指導実施率の向上

- ・ 2022年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内の徹底を図る。
- ・ 健康宣言事業所を中心に、健診・保健指導カルテ等を活用した効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・ 外部委託の保健指導について、健診当日の初回面談の実施を推進する。
- ・ 生活習慣病予防健診実施機関で特定保健指導を実施する機関の拡充を図る。

2) 特定保健指導の質の向上

- ・ 第4期特定健診・特定保健指導において、「成果を重視した特定保健指導」(特定保健指導の実績評価にアウトカム指標「腹囲2センチかつ体重2キロ減」等が導入)を推進するため、協会内保健師・管理栄養士のスキル習得及び向上に努める。
- ・ ICTを活用した特定保健指導を推進する。

| R6年度KPI(重要業績評価指標) | 参考 | |
|--------------------------------------|---------|--------|
| | R5年度KPI | R5年度実績 |
| ①被保険者の特定保健指導の実施率を <u>19.4%以上</u> とする | 35.6%以上 | 17.1% |
| ②被扶養者の特定保健指導の実施率を <u>5.5%以上</u> とする | 16.2%以上 | 7.1% |

iii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

行動計画

◇被保険者

| 項 目 | | 取 組 月 | | | | | | | | | | | |
|-----|--|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ① | 標準にモデルに沿った特定保健指導の利用案内を徹底し、利用案内率を向上させることで、特定保健指導対象者に対する指導機会の確保を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ② | 生活習慣病予防健診実施機関に対する実地調査等の機会を活用し、特定保健指導未契約の機関について働きかけを行い、特定保健指導実施者数の拡大を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ③ | 特定保健指導実施機関に対して実施状況等の進捗を確認するとともに、現状についてのフィードバックを行い、実施機関が抱える課題などを共有しながら、実施者数の増加を図る。 | | | ● | | | ● | | | ● | | | ● |
| ④ | 健康宣言事業所や、健康リスク保有率の高い業態の関係団体への働きかけを行い、特定保健指導受け入れについての協力依頼を行うなど効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ⑤ | ICTを活用した保健指導を推進し、対象者のニーズに応じた特定保健指導を実施することで実施者数の増加を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ⑥ | 支部内研修等を通じ、2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「成果を重視した特定保健指導」(特定保健指導の実績評価にアウトカム指標「腹囲2センチかつ体重2キロ減」等が導入される)を推進するため、協会所属保健師・管理栄養士のスキル習得及び向上を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ⑦ | 「咀嚼」「食習慣」「喫煙対策」など、千葉支部が抱える健康課題に着目した特定保健指導を実施し、肥満やメタボリックシンドロームの該当者を減少させる。 特定保健指導の専門機関においても禁煙支援を行い、喫煙率の低減を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

iii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

行動計画

◇被扶養者

| 項目 | 取組月 | | | | | | | | | | | |
|--|-----|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ① 特定保健指導受け入れ拒否者に対して、生活習慣改善の必要性をお知らせするパンフレットを送付し健康に対する意識の啓発を図るとともに、健診結果数値の改善や次年度以降の特定保健指導受け入れにつなげる。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ② 被扶養者に対する協会主催のオプション集団健診において、健診当日の特定保健指導初回面談の実施について健診実施機関に働きかけを行い、特定保健指導実施率の向上を図る。 | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ③ 健診当日に初回面談を実施しなかった特定保健指導対象者について、外部委託を活用して特定保健指導利用券と案内文書を送付する。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | |
| ④ 令和5年度特定保健指導利用券の未利用者に対して、健康意識啓發文書を送付することで、健康に対する意識の啓発を図るとともに、健診結果数値や特定保健指導階層化の改善につなげる。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | | |
| ⑤ 被保険者の特定保健指導実施機関に対し、被扶養者の特定保健指導(健診当日の初回面談)についても積極的な実施を推進するよう働きかける。 | | | ● | | | ● | | | ● | | | ● |

◇共通項目

| 項目 | 取組月 | | | | | | | | | | | |
|--|-----|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ① 喫煙率低減のため、各種広報誌やメルマガ、ホームページ等において禁煙啓発の記事を掲載するとともに、禁煙成功者に対して表彰状を送付する。 また、健診実施機関に禁煙啓発用リーフレットを提供し、喫煙者が健診を受診した際に配布してもらうよう連携を図る。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ② 看護系の大学や専門学校と連携し実習生の受け入れを積極的に行い、同行訪問などを通じて特定保健指導に対する理解を深めることで、将来的な保健師等の育成・確保を図る。 | | | ● | ● | ● | ● | ● | | | | | |

iv) 重症化予防対策の推進

事業計画

- ・ 被保険者の「未治療者への受診勧奨」を継続して実施するとともに、令和6年度から新たに対象となる「特定健診を受診した被扶養者」や「事業者健診データを取得した者」等に対する受診勧奨も着実に実施する。また、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な受診勧奨については、本部での2023年度パイロット事業等の効果検証を受けて、支部での取組に反映させた事業を検討する。
- ・ 事業主が健診結果を確認して従業員に受診を勧めるよう、労働局と連名でメッセージを発信する。
- ・ 加入者のQOLの維持及び医療費適正化の観点から、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を引き続き確実に実施する。

| R6年度KPI(重要業績評価指標) | 参考 | |
|--|---------|--------|
| | R5年度KPI | R5年度実績 |
| 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を 前年度以上(31.6%) とする | 13.1%以上 | 9.4% |

※令和5年度までの評価指標「受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合」から変更。

(一次受診勧奨・・・血圧、血糖、LDLコレステロールの値が基準値を超えていて、受診前1か月から受診後3か月(受診月を含む)以内に該当レセプトが確認できない者へ実施。)

(参考)健診受診月から10か月以内に医療機関で受診した者の割合 令和3年度 31.2%(45位、平均34.2%)、令和4年度 30.3%(45位、平均32.9%)、令和5年度 31.6%(40位、平均33.0%)

行動計画

| 項目 | 取組月 | | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ① 高血圧、高血糖、高LDLコレステロール血症で重症化の可能性の高い被保険者に対し、本部からの一次勧奨後速やかに対象者全員に文書による二次勧奨を実施する。また、事業者健診データを取得した者や、特定健診を受診した被扶養者に対する受診勧奨も令和6年度より新たに開始する。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ② 健診機関に対して協力依頼を行い、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な受診勧奨の実施を図る。 また、労働局と連携のうえ連名でメッセージを発信し、事業主が健診結果を確認して従業員に受診を勧めるよう働きかけを行う。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

iv) 重症化予防対策の推進

| 項 目 | | 取 組 月 | | | | | | | | | | | |
|-----|--|-------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ③ | CKD(慢性腎臓病)の疑いのある未治療者に対して文書による受診勧奨を行い、CKDに関するチラシや千葉県の作成した県内の専門医の一覧を同封し、早期受診を促す。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ④ | 被保険者及び被扶養者の受診勧奨予備群に対し、健診結果を経年でグラフ表示したお知らせを送付し、健康意識の啓発を図ることで、次年度以降の勧奨対象者の減少を図る。 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | | |
| ⑤ | 千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、千葉県地区医師会と連携して受診勧奨または特定保健指導を実施する。 | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| ⑥ | 健診実施機関及び糖尿病専門医と連携した、初期糖尿病性腎症患者への取組(仁戸名プロジェクト)へ参画する。 | | ● | | | ● | | | | ● | | | ● |

v) コラボヘルスの推進

事業計画

- 健康宣言について、健康宣言事業所(以下「宣言事業所」という。)数の拡大や、宣言事業所に対するフォローアップを目的に、健康づくりに効果的な広報やホームページの充実を図る。また、自治体やパートナー企業と連携を強化した取組を推進する。
- 宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセスおよびコンテンツの標準化(事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化)を図るため、標準化されていない健康宣言事業所に対し意義を理解いただけるよう周知を図り、標準化された健康宣言を推進する。
- 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との連携を強化し、健康づくりの取組の充実を図る。
- 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題(喫煙や食生活、咀嚼能力)に着目した実効性のある新たなポピュレーションアプローチ等を検討する。
- メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組みを積極的に推進する。

| R5年度KPI(重要業績評価指標) | 参考 | |
|---|------------|----------|
| | R5年度KPI | R5年度実績 |
| 健康宣言事業所数を 1,690事業所 (※)以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 | 1,130事業所以上 | 1,327事業所 |

千葉支部の健康宣言事業がスタートした当時は、取り組み目標設定が自由だったため、現在は必須項目とされている「従業員の生活習慣病予防健診受診率を100%にする」「特定保健指導の実施率50%を目指す」といった項目を目標としていない宣言事業所が存在しています。前述の必須項目を宣言していない事業所に対して現在の「標準化した健康宣言」にご理解をいただきながら改めて宣言し直していただくよう働きかけを行っています。

行動計画

| 項目 | 取組月 | | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ① 広報(納入告知書同封チラシや健康保険委員向け広報紙、ホームページ等)による宣言事業所の登録勧奨を実施する。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |

v) コラボヘルスの推進

| 項 目 | | 取 組 月 | | | | | | | | | | | |
|-----|---|-------------------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ② | 健康宣言用の特設WEBサイトを開設し、宣言事業所数の拡大と健康づくり等に関する広報資料を掲載する等、宣言事業所へのフォローアップを図る。 | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ③ | 未宣言事業所に対し文書、電話等による登録勧奨及び関係団体やパートナー企業と協力連携した宣言事業所の登録勧奨を実施する(パートナー企業による事業所訪問)。 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ④ | 宣言事業所のうち、標準化前に健康宣言された事業所(R3年3月以前宣言の事業所)に対して、標準化された内容における健康宣言を行っていただくため、再宣言の勧奨を実施する。 | ● | | | ● | | ● | | | ● | | | |
| ⑤ | 宣言事業所向け情報誌「健康経営応援マガジン」を発行する。 | ● | | | ● | | ● | | | ● | | | |
| ⑥ | 既存の宣言事業所あてに直近の実績を踏まえた「事業所カルテ」を作成し発送する。また、新たに健康宣言を検討される事業所について、事業所内の健康課題等の把握や目標設定のため「事業所カルテ」を随時発送する。 | | | | | | ● | | | | | | |
| | | ← 随時(新規宣言希望事業所) → | | | | | | | | | | | |
| ⑦ | 健康づくりやメンタルヘルスに関する出張セミナーを実施する。 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ⑧ | 歯の健康維持や予防歯科の意識醸成のほか、千葉支部の健康課題である「咀嚼能力が低い」ことの解決に向けて、歯科口腔健康診査を実施及び受診率の向上に向けた広報を実施する。 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| ⑨ | 千葉支部の健康課題である「喫煙率が高い」ことの解決に向けて、「禁煙おすすめ通知」(事業主と支部長の連名による禁煙勧奨通知)の活用に向けた広報を実施する。 | | | | | | | | | | | | |
| | | ← 随 時 → | | | | | | | | | | | |

v) コラボヘルスの推進

| 項 目 | | 取 組 月 | | | | | | | | | | | |
|-----|--|---------|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| ⑩ | 宣言事業所の健康課題に応じた個別相談等を実施する。(健康経営優良法人応募フォローアップ) | ← 随 時 → | | | | | | | | | | | |
| ⑪ | 県内の商工会議所と連携し、管轄の会員事業所への健康宣言の登録勧奨通知の送付や健康経営セミナーを開催する。 | ← 随 時 → | | | | | | | | | | | |
| ⑫ | 千葉県等の関係団体と連携した健康づくりイベントの開催や参画を行う(健康ちば推進県民大会等)。 | ← 随 時 → | | | | | | | | | | | |
| ⑬ | 産業保健総合支援センターと連携したメンタルヘルスセミナーを実施する(健康保険委員研修会にて実施する)。 | | | | | | | | | ● | | | |
| ⑭ | 宣言事業所のメンタルヘルス支援のために産業保健総合センターの活用についての周知広報チラシを送付する。 | ← 随 時 → | | | | | | | | | | | |